

# 入札説明書

公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム広報業務についての入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記第12条の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

**第1条 公告日** 平成28年10月17日(月)

## 第2条 競争入札に付する事項

- (1) 入札業務名  
公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム広報業務
- (2) 事業の概要  
フォーラムの事前告知及び内容の採録と発信にかかる広報業務
- (3) その他  
詳細は別紙仕様書のとおりとします。

## 第3条 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に関する公告の「第2 競争入札に参加する物に必要な資格」を有する者が、この入札に参加することができます。

## 第4条 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、参加意向申出書(様式1)、参加資格調書(様式2)、業務受注体制(様式3)、及び誓約書(様式4)(以下「入札参加資格申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

### <提出期限及び場所等>

- ・提出期限：平成28年10月28日(金) 午後5時まで  
(受付は土曜、日曜及び祝日を除く午前9時～午後5時まで。)
- ・場 所：公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センター  
〒630-8258 奈良市船橋町10番地  
電話 0742-22-4978
- ・調整期日：平成28年10月31日(月) 午後3時まで  
(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日まで  
に再提出してください。)

### <提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送  
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム広報業務に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・部 数：各1部

### <その他>

- ・入札参加にかかる資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

- (2) 参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書(様式1-2)を添えて、改めて参加意向申出書を提出してください。

## 第5条 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受領した者は、通知日の翌日から起算して2日（土曜、日曜、祝祭日を除く。）以内に書面を第4条の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

## 第6条 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）、金額内訳明細書及び入札書内訳（以下、「入札書類」といいます。）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例、金額内訳書記載例、入札書内訳記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書類は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2部用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書類を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度（2回目の）入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

## 第7条 入開札の日時及び場所等

- (1) 入開札の日時及び場所

日	時：平成28年11月10日（木）	午後2時
場	所：公立大学法人奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン	
	〒630-8258 奈良市船橋町10番地	
	電話 0742-22-4978	

- (2) 郵便による入札

①入札書類は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム広報業務に係る入札書」と朱書きして、平成28年11月9日（水）午後5時までに到着するようにしてください。なお、予定価格

の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書類は、初度（1回目）入札に係る入札書類と再度（2回目）入札に係る入札書類の郵便を認めるものとします。

②初度入札に係る入札書類と共に再度入札に係る入札書類を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書類と再度入札に係る入札書類（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム広報業務に係る入札書（初度入札）」および「公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センターフォーラム広報業務に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書して、入開札日の前日午後5時までに到着するようにしてください。

③再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書類のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

④封緘された入札書類が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書類が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした二以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書類が不用となった場合は返送します。

## 第8条 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 公告及び入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第7条に該当する入札  
詳細については、次の(1)から(5)に掲げるとおりです。
  - (1) 理事長の定める入札条件に違反した入札
  - (2) 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
  - (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - (4) 同一入札者がなした二以上の入札
  - (5) 入札に関し公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 第9条 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、第7条(2)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

## 第10条 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、公立大学法人奈良県立大学契約規則第20条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

## 第11条 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金  
免除します。
- (3) 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除します。

## 第12条 その他

- (1) 本件を担当する部署  
公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センター  
〒630-8258 奈良市船橋町10番地  
電話 0742-93-7245  
FAX 0742-93-7391

※ 業務仕様書に関わる質問等については、次に示すE-mailで行ってください。  
質問受付期間は、平成28年11月4日（金）午後5時までとします。

E-mail: [nara-eurasia@narapu.ac.jp](mailto:nara-eurasia@narapu.ac.jp)

回答については、参加意向申出書提出者全員に対し、平成28年11月7日（月）までにE-mailで行います。

※ 業務仕様書に関わる以外の質問（参加資格等）については、電話等でも結構です。  
ただし、参加資格に関する質問は、平成28年10月28日（金）正午までとします。

- (2) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (4) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。